

計算書類に対する注記（総括：法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具備品一定額法
- ・ソフトウェア一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金－職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期に帰属する額を計上している。
- ・徴収不能引当金－期末時の債務者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の一部及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- ・退職給付引当金－東京都社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度－全常勤職員について独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度－全常勤職員について、東京都社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下の通りになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみであるため作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 公益事業については、社会福祉事業と一体的に実施しているため作成していない。

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 法人が作成する財務諸表等と各拠点区分、サービス区分

ア 法人本部

- ・法人本部

・あいのわ相談センター（社会福祉事業：指定特定相談支援）

イ 足立あかしあ園（社会福祉事業：生活介護）

ウ 綾瀬あかしあ園（社会福祉事業：生活介護）

エ 舎人あかしあ園（社会福祉事業：生活介護）

オ 竹の塚あかしあの杜

・竹の塚あかしあの杜「きずな」（社会福祉事業：施設入所支援）

・竹の塚あかしあの杜「のぞみ」（社会福祉事業：生活介護）

・竹の塚あかしあの杜「なごみ」（社会福祉事業：短期入所）

カ あいのわ支援センター

・あいのわ支援センター「竹の塚」（社会福祉事業：居宅介護・重度訪問介護・移動支援）

・あいのわ支援センター「谷中」（社会福祉事業：居宅介護・重度訪問介護・移動支援）

・公益事業（社会福祉事業と一体実施）

・谷中ハウス（社会福祉事業：共同生活援助）

・ショートステイ谷中（社会福祉事業：短期入所）

・綾瀬ハウス（社会福祉事業：共同生活援助）

・青井ハウス（社会福祉事業：共同生活援助）

キ 神明障がい福祉施設

・神明福祉園（社会福祉事業：生活介護）

・神明福祉作業所（社会福祉事業：生活介護）

・神明福祉作業所（社会福祉事業：就労継続支援B型）

・神明福祉作業所（社会福祉事業：就労移行支援）

・神明デイサービスセンター（社会福祉事業：地域活動支援センター）

ク 大谷田障がい福祉施設

・大谷田就労支援センター（社会福祉事業：就労継続支援B型）

・大谷田就労支援センター（社会福祉事業：生活介護）

・大谷田ホーム（社会福祉事業：共同生活援助）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	689,796,880	0	0	689,796,880
建物	1,559,123,309	1,795,470	86,851,983	1,474,066,796
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	2,249,920,189	1,795,470	86,851,983	2,164,863,676

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	0 円	
建物 (基本財産)	786,000,023 円	(綾瀬あかしあ園・竹の塚あかしあの杜)
計	786,000,023 円	

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	53,340,000 円
計	53,340,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
間接法で表示

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
間接法で表示

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項  
該当なし

16. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

・該当なし

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

その他固定資産

神明障がい福祉施設におけるサーバー・パソコン・複合機等のOA機器一式 (器具及び備品) である。

(2) オペレーティング・リース取引

・該当なし